

自転車の定義

自転車は、道路交通法上は「**軽車両**」となっています。 **道路交通法第2条**
違反をすると罰則が科せられる場合があります。

自転車とは

ペダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車であって、身体障害者用の車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のものをいいます。 **道路交通法第2条**

普通自転車とは

一般に使用されている自転車で、車体の大きさ及び構造が内閣府令で定める基準に適合する二輪又は三輪の自転車で、他の車両（リヤカー）を牽引していないものをいいます。 **道路交通法第63条の3**

普通自転車の基準はこれ！！

内閣府令（道路交通法施行規則第9条の2）



●車体の大きさ

長さ: 190cm以内 幅: 60cm以内

●車体の構造

- ・側車をつけていないこと。（補助輪は除く）
- ・運転席以外の乗車装置を備えていないこと。（幼児用乗車装置を除く）
- ・ブレーキが、走行中容易に操作できる位置にあること。
- ・歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がないこと。

乗車人数

原則として運転者以外の人を乗せることはできませんが、次の場合は幼児を同乗させることができます。 道路交通法第57条、東京都道路交通規則第10条

一般の自転車

16歳以上の運転者は、幼児用座席を設けた自転車に6歳未満の幼児を1人に限り乗車させることができます。
※さらに16歳以上の運転者は、6歳未満の幼児1人を子守バンド等で背負って運転することができます。



幼児2人同乗用自転車

16歳以上の運転者は、幼児2人を同乗させることができる特別の構造又は装置を有する自転車(幼児2人同乗用の専用自転車)に6歳未満の幼児を2人乗車させることができます。
※幼児2人を同乗させた場合は、運転者は幼児を背負って運転することはできません。



ダメ! 乗ってはいけない自転車

内閣府令で定める基準に適合するブレーキを備えていないために、交通の危険を生じおそれのあるものや、夜間において、前照灯がつかず、また、後部反射器材(又は尾灯)がないものです。

●内閣府令で定める基準に適合するブレーキを備えていないため、交通の危険を生じさせるおそれのあるもの。

●夜間において、前照灯がつかず、また後部反射器材(又は尾灯)がないもの。



ブレーキは前車輪及び後車輪にかかり、時速10キロメートルのとき、3メートル以内の距離で円滑に停止できること。



2

・前照灯は、白色か淡黄色、夜間、前方10メートルの距離にある交通上の障害物を確認することができること。
・尾灯は、赤色で、夜間、後方100メートルの距離から点灯を確認することができる光度を有すること。
・後部反射器材は、夜間、後方100メートルの距離から自動車の前照灯で照射した場合に、その反射光を照射位置から容易に確認できる橙色又は赤色であること。

自転車のルール

普通自転車が歩道を通行することができる場合

道路交通法第63条の4、道路交通法施行令第26条、交通の方法に関する教則

- 歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識等があるとき。
- 13歳未満の子供や70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が普通自転車を運転しているとき。
- 道路工事や連続した駐車車両などのために車道の左側部分を通行することが困難な場合や、著しく自動車などの交通量が多く、かつ、車道の幅が狭いなどのために、追越しをしようとする自動車などの接触事故の危険がある場合など、普通自転車の通行の安全を確保するためやむを得ないと認められるとき。

普通自転車で歩道を通行するとき

道路交通法第63条の4、交通の方法に関する教則

- 歩道の車道寄りの部分又は道路標識等により通行すべき部分が指定されている部分を徐行して通行すること。

ふむふむ、
車道寄りを徐行
じゃな。

- 歩行者の通行の妨げとなる場合は、一時停止して歩行者の通行を妨げないようにすること。

Check!!

歩道でほかの自転車と行き違うときは、速度を落としながら安全な間隔を保ち、歩行者に十分注意して、**対向する自転車を右に見ながら**よけるようにしましょう。



自転車の通行方法

自転車は、歩道と車道の区別がある道路では、車道を通行するのが原則です。

道路交通法第17条

一般的な車道を通行する場合は..?

道路(車道)の中央から左側部分の左端に寄って通行してください。

道路交通法第17条、第18条

自転車道がある場合は..?

自転車道がある場合は、工事などの場合を除き、自転車道を通行しなければなりません。

道路交通法第63条の3

自転車ナビマーク

自転車が行くべき部分及び進行すべき方向を明示するものです。



青色カラー舗装上に設置したイメージ

アスファルト舗装上に設置したイメージ



※この表示は法令に定めのない、いわゆる法定外表示であり、この表示自体には新たな交通方法を指定する意味はありません。(通行方法については、法定又は道路標識等の交通規制に従うこととなります)

自転車ナビマークの設置例と自転車の通行方法

自転車は、矢印の方向に進行してください。(逆行はできません)

注意！！

この表示は、「自転車優先」等の意味ではありません。自転車ナビマーク設置路線であっても、自動車や歩行者に十分注意して運転してください。



車道の通行方法

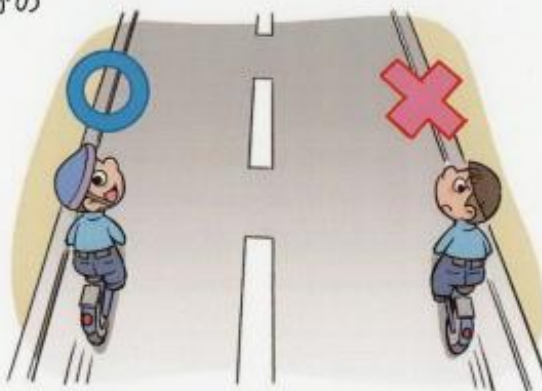
自転車が車道を通行するときは、自動車と同じ**左側通行**です。

- 道路(車道)の中央から左側の部分の左端に寄って通行してください。

道路交通法第17条

Check!!

一方通行道路で『自転車を除く』の補助標識があり、自転車の規制が除外となっている場合に通行(逆行)する場合も同じです。



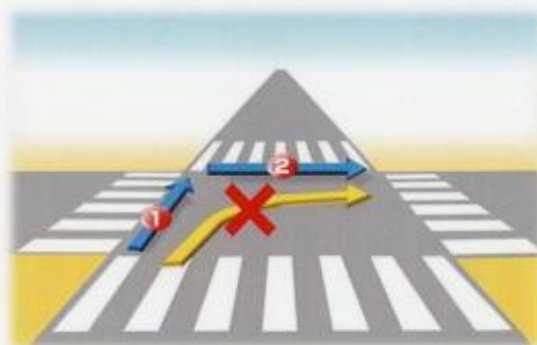
交差点の通行方法

右折するときは..?

交差点での右折は**二段階右折**です。

- できるだけ道路の左端に寄って交差点の向こう側までまっすぐに進み、十分速度を落として曲がらなければなりません。

道路交通法第34条



Check!!

信号機のある交差点を右折する場合は、青信号で交差点の向こう側までまっすぐに進み、その地点で止まって右に向きを変え、前方の信号が青になってから進むようにしなければなりません。

左折するときは..?

交差点を左折するときは、できる限り道路の左側端に沿って徐行しなければなりません。

道路交通法第34条

注意!!

左折する車に巻き込まれないようにしましょう。

道路の横断

自転車横断帯

道路を横断しようとするときは、その付近に自転車横断帯がある場合は、その横断帯によって横断しなければなりません。
交差点に自転車横断帯があるときは、この横断帯を進行しなければなりません。

道路交通法第63条の6、第63条の7



横断歩道(自転車横断帯なし)

横断歩道は歩行者の横断のための場所です。横断歩道上に歩行者がいなど歩行者の通行を妨げるおそれのない場合は、自転車に乗ったまま通行できますが、歩行者の通行を妨げるおそれがある場合は、自転車から降りて押して横断するようにしてください。

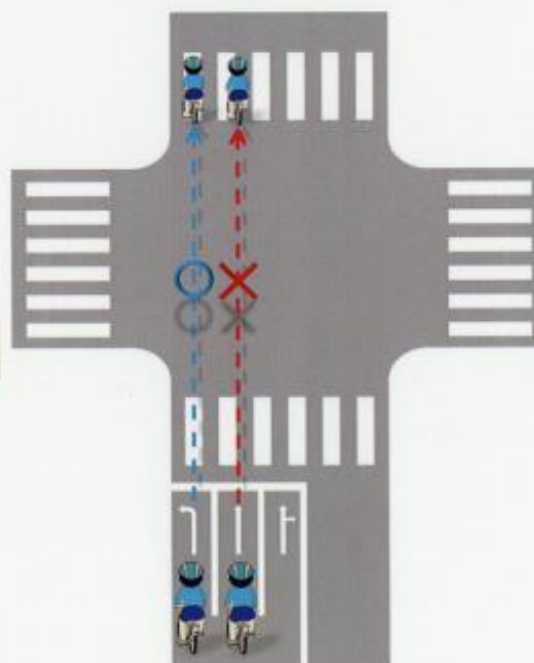
交通の方法に関する教則

こんな場面では・・・?

- 左折車通行帯のある車道において、その交差点を直進する場合は、直進車通行帯ではなく、左折車通行帯を直進するのが正しい通行方法です。 道路交通法第35条

注意！！

後方から進行してくる車両等に注意しましょう。



信号に従う義務

対面する信号に従って通行します。 道路交通法第7条、道路交通法施行令第2条

- 車道を進行する場合は、車両用の信号機に従ってください。



Check!!



横断歩道を進行する自転車は、歩行者用信号機に従わなければなりません。「歩行者・自転車専用」と表示されている歩行者用信号機がある場合は、車道を通行する自転車も歩行者用信号機に従わなければなりません。 交通の方法に関する教則

一時停止・徐行

- 一時停止 道路交通法第43条

道路標識等により一時停止すべきことが指定されているときは、停止線の直前（停止線がないときは交差点の直前）で一時停止し、安全を確認しなければなりません。



- 徐行 道路交通法第42条

- 道路標識により徐行すべきことが指定されている道路の部分を通行する場合。
- 左右の見通しがきかない交差点に入ろうとするとき。
- 交差点内で左右の見通しがきかない部分を通行しようとするとき。
- 勾配の急な下り坂を通行するとき。などです。



Check!!

徐行とは、直ちに停止できるような速度で進行することをいいます。

車両の優先関係

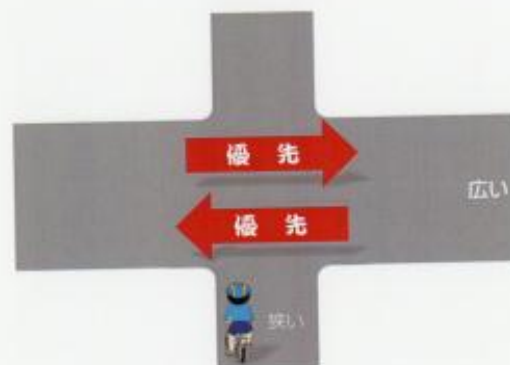
信号機がない交差点では、車両の優先関係があります。 道路交通法第36条

● 優先道路等を通行している車両がある場合

交差道路にその道路のための車道中央線や車両通行帯があったり、交差道路の幅が明らかに広がったりする場合は、すぐ停止できるような速度で通行するとともに、交差道路を通行する車両の進行を妨げてはなりません。



交差道路のための車道中央線や車両通行帯がある。



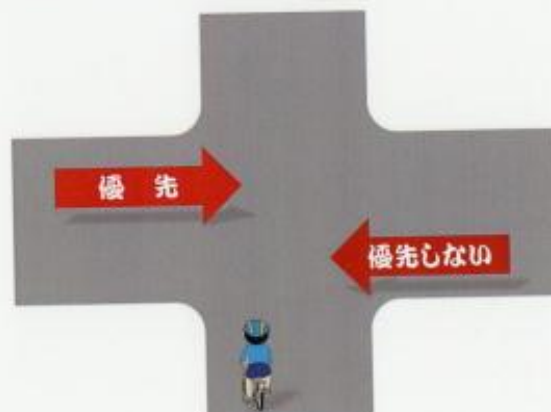
交差道路の幅が明らかに広い。

● 車道の幅が同じような道路を通行している車両がある場合

車道の幅が同じような道路の場合は、すぐ停止できるような速度で通行するなどして、左側から来る車両の進行を妨げてはなりません。(左方優先)

注意！！

右側からくる車両は優先ではありませんが、十分に注意しましょう！！



自転車に関連する標識の意味

自転車も車と同様それぞれの標識に従ってください。



一時停止

必ず一時停止して安全を確認します。



徐行

直ちに止まれる速度で走行します。



車両通行止め

車両の通行を禁止します。



自転車横断帯

自転車が横断する時に通るところ。



歩行者専用

歩行者だけが通れます。



歩行者・自転車専用

歩行者と自転車が通れます。



自転車通行止め

自転車は通行できません。



自転車専用

自転車だけの通行に設けられた道路。



自転車一方通行

矢印が示す方向と反対方向への通行はできません。

違反行為



2人乗り運転



道路交通法第57条、東京都道路交通規則第10条

自転車には、運転者以外の者を乗車させてはいけません。
※ただし、16歳以上の運転者が幼児用座席に6歳未満の幼児を乗車させることはできます。

2万円以下の罰金
又は料料

携帯電話使用運転



道路交通法第71条、東京都道路交通規則第8条

自転車を運転しながら携帯電話を手で持って通話したり、メールをしてはいけません。

5万円以下の罰金

傘差し運転



道路交通法第71条、東京都道路交通規則第8条

傘を差す、物を持つなどの行為で視野を妨げたり、安定を失うような方法で自転車を運転してはいけません。

5万円以下の罰金

イヤホン等使用運転



道路交通法第71条、東京都道路交通規則第8条

イヤホン等を使用して音楽を聴くなど、運転上必要な周りの音や声が聞こえない状態で自転車を運転してはいけません。

5万円以下の罰金

違反行為



夜間の無灯火運転



道路交通法第52条、道路交通法施行令第18条、
東京都道路交通規則第9条

夜間は、前照灯を点灯しなければなりません。

5万円以下の罰金

並進通行



道路交通法第19条(道路交通法第63条の5)

他の自転車と並んで通行することはできません。
※「並進可」の標識がある道路では、
2台までに限り並んで通行できます。

2万円以下の罰金
又は料料

歩道での歩行者妨害



道路交通法第63条の4

自転車は、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければならない、歩行者の通行を妨げるときは、一時停止しなければなりません。

2万円以下の罰金
又は料料

酒気帯び運転



道路交通法第65条

酒気を帯びて自転車を運転してはいけません。

5年以下の懲役又は
100万円以下の罰金
(通称の場合)

自転車Q&A

Q

自転車が関与する交通事故での損害賠償請求例は？

A

例1

男性が昼間、信号表示を無視して高速度で交差点に進入、青信号で横断歩道を横断中の女性(55歳)と衝突。女性は頭蓋内損傷等で11日後に死亡した。

判決(賠償額) 5,438万円

例2

高校生が夜間、携帯電話を操作しながら無灯火で走行中、前方を歩行中の女性(54歳)と衝突。女性には重大な障害(手足がしびれて歩行が困難)が残った。

判決(賠償額) 約5,000万円

Q

違反行為って、いろいろあるの？

A

●信号無視、車道の右側通行、遮断踏切立入り、一時不停止

罰則

3カ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

●ブレーキ不良(備えていない)自転車運転

罰則

5万円以下の罰金

等がありますが、これらが全てではありません。ルールを守って安全に運転してください。

Q

警音器(ベル)が壊れている自転車を運転すると違反となるの？

A

「警音器の整備されていない自転車を運転しないこと」と定められていますので、違反となります。 **道路交通法第71条、東京都道路交通規則第8条**

Q

歩行者の通行が邪魔な場合、警音器(ベル)を鳴らしていいの？

A

単に安全確保という消極的理由に過ぎない場合での使用はできませんので、単に歩行者の通行が邪魔であることのみをもって警音器を使用することはできません。 **道路交通法第54条**

自転車Q&A

Q

犬を引きながら、自転車を運転することはできるの？

A

犬をリードで引きながら自転車を運転した場合、犬が暴走又は突然停止したり、予期せぬ方向へ進行したりするなど、自転車のバランスを崩す可能性があるため、できません。

道路交通法第71条、東京都道路交通規則第8条

Q

自転車での立ちこぎは違反になるの？

A

立ちこぎを直接禁止する規定はありません。しかし、立ちこぎをして交通事故を起こした場合には、安全運転義務違反となるおそれがあります。

Q

自転車でリヤカーをけん引することはできるの？

A

リヤカー1台をけん引することはできます。

Q

踏切では、自転車を押して歩かなければならないの？

A

「交通の方法に関する教則」には、「踏切では、自転車を押して歩きましょう。」と明記していることから、踏切では、自転車から降りて押して歩くようにしてください。

Q

自転車は、歩道上に駐車することはできるの？

A

駐車することはできません。自転車を歩道上に駐車させると違反となります。

自転車Q&A

Q

自転車にまたがった状態で、信号待ち等で停止しているときも、携帯電話やスマートフォンで通話をすれば違反になるの？

A

違反とはなりません。しかし、信号待ち中に使用を開始し、そのまま発進すれば違反となります。

Q

自転車で、路側帯を走行することはできるの？

A

歩行者専用路側帯（白線2本の路側帯）を除き、**道路の左側部分に設けられた路側帯に限り**走行することができます。歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行してください。（平成25年12月施行）

Q

自転車傘立て器具を自転車のハンドル部分に取り付けて傘を開いた状態で固定させて運転した場合は違反になるの？

A

積載物大きさ制限超過違反となります。積載物の長さ及び幅の限度は、それぞれの積載装置の長さ又は幅に、0.3メートルを加えた長さ及び幅を超えないこと、高さの限度は、2メートルからその積載をする場所の高さを減じたものを超えないことと定められています。したがって、「傘立て器具」に傘を積載した場合に、傘の幅が「傘立て器具」（積載装置）の幅に0.3メートルを加えた長さを超える場合や、傘の上端が地上から2メートルの高さを超える場合は違反となります。

傘立て器具



自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用



自転車教室のご案内

警視庁では、子供からお年寄りまで、幅広い年齢層に対する自転車教室を開催しています。

警視庁交通安全教育センターでの自転車教室

● 団体向けの自転車教室

原則として毎週水曜日開催(要予約)
※企業や団体も参加できます。

● ファミリー自転車教室

毎週第2土曜日・第4日曜日開催
午後1時00分から午後3時00分まで
・無料で参加できます。
・小学生以下のお子様は、保護者同伴をお願いします。
・20インチ以上の自転車の貸し出しも行っています。
・駐車場もあります。

警視庁交通安全教育センター
世田谷区喜多見1-1-7
TEL 03-3417-1171
(午前9時から午後5時まで)

